

せいかつ ほ ご 生活保護のてびき

このてびきは、生活保護を受けようとする人のために、手続きの方法などが書いてあります。よく読んで分からないことがありましたら担当員に尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることが出来るよう大切に保存しておいてください。

ひらかたし ふくし じ むしよ せいかつ ふくし たんとう
枚方市福祉事務所 (生活福祉担当)

〒573-8666

ひらかたし おおがい と ちょう ちょうめ
枚方市大垣内町2丁目1-20

でんわ
電話 841-1452 (自立支援)

841-1454 (高齢支援)

FAX 841-4123

ちくめい
地区名 _____

たんとういん
担当員 _____

めんせついん
面接員 _____

こうふび
交付日 年 月 日

もく 目

じ 次

	ページ 頁
せいかつほご 生活保護とは	2
ほごうまえじぶんおこなひつよう 保護を受ける前に自分で行う必要のあること	2
ふようぎむ 扶養義務について	3
ほごしゅるい 保護の種類	4
ほご 保護のしくみ	5
ほごひしきゅうきんがくけいさん 保護費(支給される金額)の計算のしかた	6
ほごう 保護を受けるには	7
たんとういん 担当員(ケースワーカー)とは	8
ほごうばあいどりよく 保護を受けた場合に、努力していただくこと	9
ねんきんじゅきゆうしゃ 年金受給者のみなさんへ	9
あなたが届け出なければならないこと	10
ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき	11
ぼうりょくだんいんせいかつほごう 暴力団員は生活保護を受けることができません	12
ふふくもうた 不服申し立てについて	12
みんせいいいんじどういいん 民生委員(児童委員)とは	13

せいかつ ほ ご 生活保護とは

くに せいかつ こま こくみん せたい たい けんこう ぶん かてき
国は、生活に困っている国民(世帯)に対して、健康で文化的
さいていげんど せいかつ ほしょう ひつよう おう ほ ご おこな
な最低限度の生活を保障し、必要に応じて保護を行うことと
してしています。そしてその人達が一日も早く自分自身の力で生活
でき てもくてき
出来るように手助けすることを目的としています。

ほ ご う こくみん けんり せいかつ こま
保護を受けることは国民の権利ですから、生活に困っている
ときは、一定の基準に従って誰でも保護を受けることが出来
ます。

ほ ご う まえ じぶん おこな ひつよう 保護を受ける前に自分で行う必要のあること

1. はたら ひと のうりよく おう はたら
働ける人は能力に応じて働いてください。
2. とち かおく よちよきん せいめいほけん そんがいほけんとう せいかつ
土地・家屋・預貯金・生命保険・損害保険等は、生活の
かつよう
ために活用してください。
3. ねんきん てあてとう ほうりつ う すべ
年金・手当等ほかの法律によって受けられるものは、全て
きゅうふ う
給付を受けてください。
4. そのほか、せいかつ やくだ すべ かつよう
生活に役立つものがあれば、全て活用してく
ださい。

いじょう おこな せいかつ こま ばあい はじ
以上のことを行っても、なお生活に困る場合に初めて
ほ ご う
保護が受けられます。

◎ 自動車や総排気量が125ccを超えるオートバイの保有や使用は、原則として認められていません。但し、障害者の方が通院のため使用せざるを得ない等やむを得ない場合について、審査のうえ保有や使用を認めることもありますので申し出てください。

◎ 原付バイクの保有や使用については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、要件を満たす場合は保有や使用を認めることもありますので申し出てください。

扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹等の親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。これは、実際に扶養義務者から金銭的扶養が行われたときに、これを収入として取り扱うことなどを意味するものです。なお、親族は可能な範囲で援助を行うものであり、親族がいるというだけで、生活保護を利用できないということではありません。

親族に対し、必要に応じて、福祉事務所（生活福祉担当）より援助の可能性について照会を行います。DVや虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

ほご しゅるい 保護の種類

ほご つぎ しゅるい ふじよ
保護には次の8種類の扶助があります。

1. せいかつふじよ 生活扶助

た き すいこうねつひとうにちじょう せいかつ ひよう
食べるもの、着るもの、水光熱費等日常生活の費用

2. じゅうたくふじよ 住宅扶助

やちん ちだいとう ひよう
家賃・地代等の費用

3. きょういくふじよ 教育扶助

しょう ちゅうがっこう かよ こ がくようひんとう きゅうしょくだいとう ひよう
小・中学校に通っている子どもの学用品等、給食代等の費用

4. いりょうふじよ 医療扶助

びょう い いん しんりょう どうやくとう よう ひよう
病（医）院での診療・投薬等に要する費用

5. かいごふじよ 介護扶助

きょたくおよ しせつ かいご どう う ひよう
居宅及び施設での介護サービス等を受ける費用

6. しゅつさんふじよ 出産扶助

さん ひよう
お産の費用

7. せいぎょうふじよ 生業扶助

(1) じりつ しょうきほ じぎょう ひよう
自立のために小規模な事業をはじめするための費用

(2) て しょく ひよう
手に職をつけるための費用

(3) あたら しごと つ ひよう さぎょうふくだいとう
新しく仕事に就くための費用(作業服代等)

(4) こうこうとう しゅうがくひよう
高校等の就学費用

8. そうさいふじよ 葬祭扶助

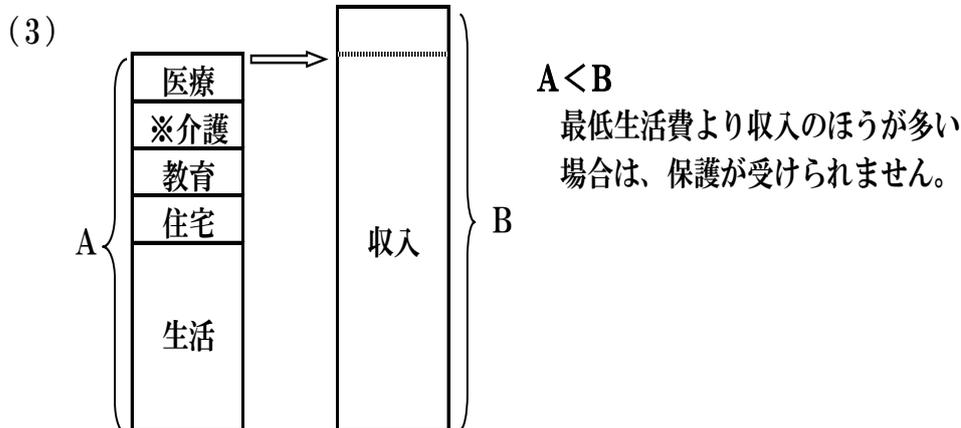
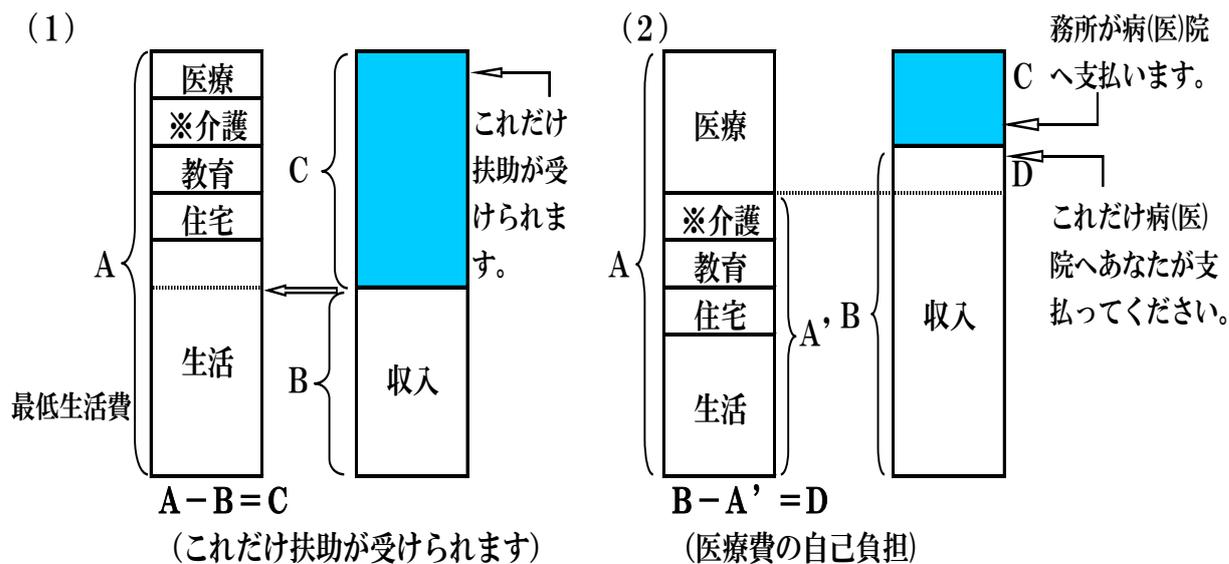
そうさい ひよう
葬祭の費用

ほご 保護のしくみ

生活保護は、あなたの世帯の全収入と最低生活費との比較で判定され、収入が最低生活費より少ない場合はその差額分が支給されるものです。

なお、最低生活費とは国があなたの世帯の状況に応じて、1か月に最低必要な生活費として決めている金額です。

※介護保険による介護サービスを利用する場合



保護費 (支給される金額) の計算のしかた

国が決められている最低生活費とあなたの世帯の収入とを比べて、収入が少ない場合はその差額分だけ保護費が支給されます。

収入とは、働いて得た収入・年金・手当・仕送り・そのほかあなたの世帯のすべての収入です。また、働いて得た収入については、国が決められている控除額・必要経費などを収入から差し引いたものが収入とみなされます。この控除額は、働いて得た収入の総額等により異なります。

最低生活費(月額)				単位(円)		収入(月額)				単位(円)	
生活 扶助	第1類	年齢	基準額	加	算	働 い て 得 た 収 入	総 額				
		才					控 除 分	基礎控除			
		才						各種保険料			
		才						交通費			
		才						その他			
		才						差引認定額			
		才					年金収入				
		才					手当収入				
	才					仕送り収入					
	第2類	人				その他の収入					
小計						Y					
住宅扶助						総収入認定額					
教育 扶助	学 年	学 用 品	給 食 代	学 習 支 援 費	〔 介護サービス利用料の 自己負担額 〕		医療費の自己負担額				
	小 中 年										
	小 中 年										
	小 中 年										
合計											
医療扶助		実 費 額									
最低 生活費	+ 介護扶助・医療扶助 = X										
X-Y=Z 保護費		円 + 介護扶助 医療扶助		※ 介護・医療扶助は実際にか かった費用を福祉事務所が 直接支払います。							

ほごう 保護を受けるには

そうだん しんせい
＝相談・申請＝

ふくしじむしょ せいかつふくしたんとう
福祉事務所（生活福祉担当）では、せいかつ こま
生活に困っている人の相談を
う
受けていますが、ほごう
保護を受けるにはしんせい ひつよう
申請が必要です。このしんせい ほご
申請は保護
う
を受けようとする人、そのふようぎむしゃまた
扶養義務者又はそのほかのどうきよ しんぞく
同居の親族が
できます。

ちよう さ
＝調 査＝

しんせい たんとういん
申請すると担当員（ケースワーカー）が、ほご ひつよう
保護が必要かどうかを
はんだん
判断するためにほごう
保護を受けようとする人のひと かてい びよう い いん
家庭や病（医）院などを
ほうもん
訪問し、さらにきんゆうきかん
金融機関などのかんけいさき
関係先にちようき
調査しますのできょうりよく
協力して
ください。また、ひつよう おう つぎ
必要に応じて次のような書類をていしゅつ ていじ
提出・提示して
もらうことがあります。

・預貯金の通帳(最新の 状態に記帳済みのもの)	・給料明細書 (月分～ 月分)	・賃貸借契約書
・生命保険の証書	・児童扶養手当の証書	・土地家屋賃貸借契約証明書
・損害保険の証書	・児童手当の通知書	・家賃の領収証
・証券	・特別児童扶養手当の証書	・身体障害者手帳
・不動産登記簿謄本	・特別障害者手当の証書	・精神保健福祉手帳
・車検証	・雇用保険受給者証	・療育手帳
・年金証書	・傷病手当の振込み通知書	・健康保険被保険者証
・年金手帳	・親せき状況申立書	・介護保険証
・年金振込通知書	・扶養届	・サービス利用票
・年金改定通知書		・マイナンバーカード(個人番号カード)★

★マイナンバーカード(個人番号カード)によりマイナンバー(個人番号)を確認することができた場合は、一部書類の提出を省略できることがあります。

= 決 定 =

調査の結果、保護が受けられる場合は、保護開始決定通知書を、
受けられない場合には、保護却下通知書を14日以内に送ります。

ただし、調査に日時を要する場合は、30日までのびることが
あります。

= 支 給 =

保護開始決定後、定められた日時に保護費を支給します。

= そ の 他 =

保護申請中に、介護サービスを利用するとき、または病(医)院に
かかるときは、担当員に相談してください。

担当員 (ケースワーカー) とは

福祉事務所 (生活福祉担当) には、ケースワーカーと呼ばれる
担当員がいます。担当ケースワーカーは、生活保護制度を正しく受けて
いただくために、あなたの家庭の生活状況や収入などについて調査し、
また、いろいろな相談に応じるためにあなたのお住まいを訪問します。
何でも気軽に相談してください。プライバシーは固く守ります。

ほご う ぼあい どりよく 保護を受けた場合に、努力していただくこと

1. はたら ひと のうりよく おう はたら
働ける人は能力に応じて働いてください。
2. けんこう ほじ ぞうしん つと びょうき ひと いし しじ
健康の保持・増進に努め、病気の人は、医師の指示にしたがって
ちりょう つと
治療に努めてください。
3. てきせつ きんせんかんり おこな ししゅつ せつやく はか せいかつ いじこうじょう
適切な金銭管理を行い、支出の節約を図り生活の維持向上に
つと
努めてください。
ねんきん しょてあて しきゅうづき とく つか ちゅうい
(年金・諸手当の支給月は、特に使いすぎに注意してください)
4. ねんきん ほけん おんきゅう てあて う
年金・保険・恩給・手当など、あなたが受けることができるもの
しんせい う
は申請して受けてください。

ねんきんじゅきゅうしゃ 年金受給者のみなさんへ

い か ちゅうい
以下のことについて注意してください。

- せいかつ ほご じゅきゅうちゅう ねんきんたん ぼかしつけせいど りよう ぼあい
生活保護受給中に年金担保貸付制度を利用した場合
- か こ ねんきんたん ぼかしつけせいど りよう せいかつ ほご はいし さいど
過去に年金担保貸付制度を利用して生活保護廃止となり、再度
ねんきんたん ぼかしつけせいど りよう ぼあい
年金担保貸付制度を利用した場合

せいかつ ほご てきょう き くだ こんご せいかつ
生活保護を適用できませんのでお気をつけ下さい。なお、今後は生活

ほご じゅきゅうちゅう ねんきんたん ぼかしつけせいど りよう でき
保護受給中は年金担保貸付制度の利用も出来なくなります。

あなたが届け出なければならないこと

1. 保護を必要としなくなったとき。
2. 住居を変わろうとするとき。
3. 家賃・地代などが変わるとき。
4. 世帯員が増えたり、減ったりしたとき。
5. 働いて得た収入のほか、仕送りや保険給付金など、すべての収入を得たとき。(これとは別に収入申告書で収入の状況について、定期的に申告していただきます。)
6. 仕事を始めたり、変わったり、やめたりしたとき。
7. 新たに、年金・手当などを受給しはじめたり、受給額が変わったりしたとき。
8. 入院したり、退院したりしたとき、または入院先が変わったとき。
9. その他、家庭生活に変わったことがあったとき。

以上の変動があったときは、すみやかに届け出てください。

届出をおこたったり、事実と違った申告をしたり、不正な方法で保護を受けた場合、また他人を介して不正に保護を受けさせた場合などは、法律で罰せられます。

ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき

1. ふせいほうほう ほごう 不正な方法で保護を受けたとき

しゅうにゅう しさん とど で しんこく
収入や資産があるにもかかわらずその届け出（申告）をしなかったり、
いつわ しんこく ふせいほうほう ほごう ばあい
偽りの申告をするなど、不正な方法で保護を受けた場合には、不正に
う ほごひ ふせいじゅきゅうがく わり じょう がくい か きんがく うわの
受けた保護費のすべて（不正受給額の4割を乗じた額以下の金額を上乗
せする場合があります）を返還していただきます。

2. しりょく ほごう 資力がありながら保護を受けたとき

きゅうはく じじょう ほんらいしりょく ほごう
急迫した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた
ばあい さき しきゅう ほごひ へんかん たと
場合、先に支給された保護費をあとから返還していただきます。例えば、
ざいさん しさん しょぶん ばあい こうつうじこ ほしょうきん
財産や資産があるがすぐに処分できない場合や、交通事故による補償金
がすぐにももらえない場合、及び年金がさかのぼって支給される場合など
です。

3. ふようのうりょく ふようぎむしゃ ほごう ばあい 扶養能力のある扶養義務者がおりながら保護を受けた場合

ふようぎむしゃ じゅうぶん ふようのうりょく ほごう
扶養義務者が、十分な扶養能力をもちながら、その保護を受けてい
もの たい ふよう わ ふよう
る者に対して扶養しなかったことがあとから分かったときには、その扶養
ぎむしゃ ふようのうりょく はんい ない ほご よう ひよう ぜん
義務者の扶養能力の範囲内で、それまでの保護のために要した費用の全
ぶ また いちぶ ふようぎむしゃ ちょうしゅう
部、又は一部を扶養義務者から徴収できることになっています。

また、1～3のほか、とど で おく ほごひ しはら
場合でも、その過払い分の保護費を支払いすぎになった
ばあい かばら ぶん ほごひ かえ
場合でも、その過払い分の保護費を返してもらわなければなりません。

ぼうりょくだんいん せいかつ ほ ご う 暴力団員は生活保護を受けることができません

ぼうりょくだんいん しゅうだんてき また じょうしゅうてき ぼうりょくだんかつどう じゅうじ
暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することによ
り違法・不当な収 入 を得ている可能性が高いことから、保護の要件を
み 満たさないものとして、国は生活保護を受けることを認めていません。

ぼうりょくだんいん せいかつ ほ ご う ぼあい ふせいじゅきゅう
暴力団員であることをかくして生活保護を受けた場合は、不正受給
となり、支給した保護費の返還を求めます。

また、詐欺罪などの刑事責任を問われます。

ふ ふくもう た 不服申し立てについて

ふくし じ むしよ せいかつ ふくしたんどう けつてい ふ ふく けつてい
福祉事務所（生活福祉担当）の決定に不服があるときには、決定が
あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に
たい しん さ せいきゅう おこな
対して審査請求を行うことができます。

このてびきは生活保護の取扱いについて、そのすべてを
も 漏れなく説明したものではありません。
ぐ たいてき もんだい たんどういん そうだん
具体的な問題については担当員に相談してください。

民生委員（児童委員）とは

民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、福祉事務所（生活福祉担当）の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童福祉・母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉など、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。もちろん、相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので安心してご相談ください。

あなたの地区の民生委員

住 所

氏 名

電 話